

健康福祉課

健康福祉課は、各種補助金等の交付に関する業務、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱等に関する業務、各種養成施設の指定及び指導調査、経営力向上計画に関する業務等を行っています。

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

(1) 概要

生活保護法に基づき困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対し、国の責任において医療などの給付を行う医療機関等（病院、診療所、薬局、介護老人福祉施設など）を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

東海北陸厚生局では、上記のうち管内6県に所在する国が開設する医療機関等の指定や変更届の受理などを行っています。

（一〇メモ）～公費負担医療～

公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

（各年度3月31日現在）

指定医療機関数		
令和元年度	令和2年度	令和3年度
37	37	37

※ 国の開設する介護機関（介護老人福祉施設など）の指定はありません。

(2) 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活保護指定医療機関			
新規指定	0	0	0
指定の更新	0	0	1
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	10	16	4
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	10	16	5

2. 各種補助金等の交付等について

2-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

(1) 概要

平成16年度から施設・設備整備に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(2) 実績

補助金等名	交付目的	令和3年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	保健衛生施設等の施設及び設備の整備に必要な経費の一部を補助することにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。 (新型コロナウイルス対策含む) (※) 法令根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条	【施設整備】 交付件数 2件 交付額 22,854千円
		【設備整備】 交付件数 38件 交付額 352,621千円

補助金等名	交 付 目 的	令和3年度 交付件数及び交付額
地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金	市町村等が作成した整備計画に基づき事業の実施に必要な経費の一部を交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備を推進する。 (※) 法令根拠：介護保険法等	交付件数 177 件 交 付 額 1,381,653 千円
次世代育成支援対策 施設整備交付金	児童福祉施設等の施設の整備に対して、その経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進する。 (※) 法令根拠：次世代育成支援対策推進法第11条	交付件数 57 件 交 付 額 1,401,783 千円
保育所等整備交付金	市町村が作成した保育所等の整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消を推進する。 (※) 法令根拠：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の4の3	交付件数 168 件 交 付 額 11,822,108 千円
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	社会福祉法人等が整備する障害福祉サービス事業所等の整備に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 (※) 法令根拠：福祉各法	交付件数 57 件 交 付 額 2,449,815 千円

2-2 義務的経費に係る補助金等の交付

(1) 概要

平成15年度から義務的経費に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(一〇メモ) ～義務的経費～

国又は地方自治体の歳出のうち、支出することが制度的に法令で義務づけられている経費のことをいいます。

(2) 実績

補助金等名	交付目的	令和3年度 交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	<p>県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による入院患者の医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条第2項</p>	<p>交付先 6県11市</p> <p>交付額 226,721千円</p>
結核医療費国庫補助金	<p>県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による一般患者の医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条第1項</p>	<p>交付先 6県11市</p> <p>交付額 23,932千円</p>

補助金等名	交付目的	令和3年度 交付先及び交付額
原爆被爆者手当交付金	<p>県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 1,193,884 千円</p>
原爆被爆者葬祭料交付金	<p>県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 46,883 千円</p>
原爆被爆者健康診断費交付金	<p>県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第2項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 19,869 千円</p>

補助金等名	交付目的	令和3年度 交付先及び交付額
児童扶養手当給付費国庫負担金	<p>県又は市町村が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：児童扶養手当法第21条</p>	<p>交付先 6県 118市町</p> <p>交付額 16,648,821千円</p>
特別児童扶養手当事務取扱交付金	<p>県又は市町村が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務処理に必要な費用の全部を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条</p>	<p>交付先 6県 194市町</p> <p>交付額 143,519千円</p>
特別障害者手当等給付費国庫負担金	<p>県又は市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条</p>	<p>交付先 6県 118市町</p> <p>交付額 5,263,404千円</p>
婦人保護費国庫負担金・補助金	<p>県が行う婦人相談所での一時保護、移送及び婦人保護施設で収容保護等の事業に対して、その費用の一部を負担（補助）することにより、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項</p>	<p>交付先 6県</p> <p>交付額</p> <p>【負担金】 81,488千円</p> <p>【補助金】 171,077千円</p>

補助金等名	交 付 目 的	令和3年度 交付先及び交付額
児童入所施設措置費等 国庫負担金	<p>県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：児童福祉法第53条</p>	<p>交付先 6県92市町</p> <p>交付額</p> <p>【保護費負担金】 13,759,522千円</p> <p>【保護医療費負担金】 423,755千円</p>

2-3 災害復旧費国庫補助金

(1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

ア. 概要

社会福祉施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の確保を図っています。

イ. 実績

令和3年度は、認知症高齢者グループホーム等の豪雨による被害について、調査（査定）を実施し、補助を行いました。

- ・認知症高齢者グループホーム等

4件（静岡県）

14,823千円

(2) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

ア. 概要

保健衛生施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、公衆衛生の確保を図っています。

イ. 実績

令和3年度は、実績はありませんでした。

2-4 財産処分に関する業務

(1) 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合（※）は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

- （※）補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいいます。

東海北陸厚生局では、平成16年度から、国庫補助金を受けた社会福祉施設や保健衛生施設がその財産を処分する際の承認や、処分に係る報告書の受理などを行っています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	処理件数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
転用	42	65	28
譲渡	9	22	20
貸付	14	30	20
担保	3	3	7
取壊し・廃棄	20	44	9
計	88	164	84

3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

3-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

(1) 概要

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合には、届出を行うとともに適正に管理することとされています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者から、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(一〇メモ) ～病原体等～

病原体等とは、感染症の病原体のほかに毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。）のことをいいます。病原体や細菌の病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて、一種病原体等から四種病原体等まで特定病原体等として分類されています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所持又は輸入の届出の受理	1	3	0
所持又は輸入の変更届出の受理	3	10	4
不所持届の受理	1	3	0
計	5	16	4

3-2 検査

(1) 概要

特定病原体等を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、適宜、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 実績

ア. 検査の実績

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
6	4	4

イ. 令和3年度の主な指導事項及び件数

指導事項	内容	件数
設備	・届出事項に変更が生じた場合には、届出を行うこと。	4
帳簿	・三種病原体等の使用、保管、滅菌等に係る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。	7

4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について

(1) 概要

民生委員や児童委員は、県知事（指定都市、中核市の長を含みます。以下、「県知事等」といいます。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。

また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委員を指名しています。

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、厚生労働大臣から感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

(※) 根拠法令：民生委員法、児童福祉法

(一〇メモ) ～民生委員・児童委員・主任児童委員～

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場に立って相談や援助を行うとともに、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。直近では、令和元年に一斉改選が行われ、その任期は令和4年11月30日までとなっています。

(2) 実績

(単位：人、団体)

区分	事務処理件数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
民生委員・児童委員の委嘱	33,206	631	554
民生委員・児童委員の解嘱	419	558	572
主任児童委員の指名	3,311	48	35
主任児童委員の解除	4	3	2
厚生労働大臣感謝状の授与	7,831	193	179
厚生労働大臣表彰状の授与	737	68	60

○ 民生委員・児童委員数

各年度 4 月 1 日現在（単位：人）

県名	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数
富山県	2,539	271	2,559	271	2,556	271
石川県	3,110	315	3,137	315	3,135	314
岐阜県	4,478	500	4,510	504	4,505	504
静岡県	6,795	564	6,788	564	6,819	566
愛知県	11,734	1,288	11,795	1,291	11,806	1,291
三重県	4,086	339	4,076	341	4,082	339
合計	32,742	3,277	32,865	3,286	32,903	3,285

5. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 概要

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ることを目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

東海北陸厚生局では、各県は3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村は6年に1回程度の頻度により監査を行っています。

(※) 根拠法令：地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～児童扶養手当～

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(2) 実績

ア. 監査の実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度
5 県 9 市	6 市 1 町	1 県 14 市

イ. 令和3年度の主な指導事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
主管課の業務体制の状況	0	1	1
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、 整理及び保管状況	0	4	4
認定請求書受理の状況	0	25	25
認定請求書の審査及び決定の状況	0	3	3
現況届の処理状況	0	18	18
一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置 に係る事務処理の状況	1	6	7
受給資格喪失者に係る事務処理状況	1	6	7
その他	2	2	4
合 計	4	65	69

6. 保護施設に対する指導監査について

(1) 概要

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的助言を実施しています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設（5施設）を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

(※) 根拠法令：生活保護法第23条第1項、地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～保護施設～

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

(2) 実績

ア. 監査の実績

(単位：施設)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0	0	0

イ. 令和3年度の主な指摘事項及び件数

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため監査を実施しておりません。

7. 生活保護法施行事務監査について

(1) 概要

生活保護制度における他法他施策の優先原理の徹底を図ること等を目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市を対象に自立支援医療（更生医療）の優先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

（一口メモ）～生活保護制度における他法他施策の優先～

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。このため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合（自立支援医療（更生医療）など）は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

(2) 実績

ア. 監査時の確認件数

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
向精神薬における 重複処方の確認件数	295	314	303

イ. 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由

- 被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬を処方されていたため。
- 従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、緊急的に受診した医療機関から向精神薬を処方されたため。

ウ. 被保護者に対して自立支援医療（更生医療）が適用されていない主な理由

- 被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
- 被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換えをしなかったため。
- 被保護者が更生医療の申請手続き中であったため。
- 更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更生医療受給者証を提示していなかったため。

8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について

(1) 概要

平成26年7月の改正生活保護法の施行に伴い、生活保護法に基づき指定された医療機関に対して、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導検査の実施が可能となりました。

東海北陸厚生局では、平成26年度から生活保護法指定医療機関において診療方針及び診療報酬の請求等を適正に行えるように、管内地方自治体と共同して個別指導を実施しています。

(2) 実績

（単位：件）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	0	1

（一〇メモ）～生活保護法に基づく指定医療機関～

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について

(1) 概要

障害者自立支援等業務の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導などの状況について、実地により聴取し、助言などを行っています。

(※) 根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第3項
地方自治法第245条の4

(一〇メモ)～障害者自立支援等業務～

障害者自立支援等業務とは、

- ・介護給付費（ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等）、訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、補装具及び障害児通所給付費等の支給決定業務
 - ・移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府県が行う障害者などへの自立支援に関する業務
- のことをいいます。

(2) 実績

ア. 実施件数

(単位：県・市)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合 計	6	0	2

イ. 令和3年度の主な指導事項及び件数

項目	指摘件数	指摘内容の概要
【市】		
障害福祉サービス事業者等の指定事務について	1	・指定障害福祉サービス事業者等の指定の公示がされていない（1件）
自立支援医療費の審査点検について	1	・自立支援医療費の審査点検が不十分である（1件）
合 計	2	

10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について

（1）概要

障害福祉サービス事業者等は、法令遵守のための業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられています。

平成29年度から国に届出のあった東海北陸管内の事業者を対象に、業務管理体制の整備・運用状況を確認するための検査を定期的実施しています。（一般検査）

また、都道府県知事からの要請を受けて業務管理体制の整備等についての検査を実施しています。（特別検査）

（※）根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法

○届出書の内容

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	// 主たる事務所の所在地
	// 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」の氏名・生年月日
事業所等の数が <u>20</u> 以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」の概要
事業所等の数が <u>100</u> 以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

○届出書の届け先

	事業所の区分	届出先	備考
①	指定事業所等が <u>2</u> 以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課)
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村	
③	全ての指定事業所等が同一指定都市（※）内に所在する事業者等	指定都市（※）	※ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。

④	全ての指定事業者等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
⑤	①から④以外の事業者等	都道府県	

(2) 検査実績

① 一般検査

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
3	0	2

② 特別検査

令和元年度	令和2年度	令和3年度
3	0	2

11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について

(1) 概要

各種養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉士に係る「社会福祉に関する科目を定める省令」第5条第1項に基づく実習演習科目の確認（以下、「科目確認大学等」といいます。）等の業務を行っています。

なお、各種養成施設は、あん摩マッサージ指圧師等養成施設、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設、社会福祉士学校、介護福祉士学校、精神保健福祉士学校です。

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次報告の受理を行っています。加えて、指導調査により、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況の確認も行っています。

(2) 対象

（令和4年3月31日現在）

区 分	施設数	課程数
あん摩マッサージ指圧師等養成施設	3	4
栄養士養成施設	15	17
管理栄養士養成施設	19	19
社会福祉士学校（※1）	0	0
介護福祉士学校（※1）	33	36
精神保健福祉士学校（※1）	0	0
科目確認大学等（※2）	26	35
合 計	96	111

（※1） 大学等文部科学省と共管の施設に限ります。

（※2） 科目確認大学等とは、指定科目のうちの実習演習科目が、文部科学省・厚生労働省令に定める要件に適合していることについて、文部科学大臣及び厚生労働大臣に事前に確認を受けた大学になります。指定科目とは省令で定める社会福祉に関する科目のことであり、この指定科目を修めて卒業した者は社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができます。

(3) 実績

令和3年度における養成施設の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、令和3年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html

ア. 養成施設の指定等の実績

資格	養成施設の指定	実習演習科目の確認	指定内容変更の承認	指定の取消	指定内容変更届の受理	年次報告書の受理	指導調査
あん摩マッサージ指圧師等養成施設	0	0	1	0	2	4	1
栄養士養成施設	0	0	10	1	4	19	4
管理栄養士養成施設	0	0	6	0	1	19	1
社会福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
介護福祉士学校	0	0	7	2	78	38	6
精神保健福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	24	3	85	80	12
科目確認大学等	0	0	0	1	72	0	0
合計	0	0	24	4	157	80	12

イ. 令和3年度の指摘事項及び件数

指摘事項	文書指摘件数	口頭指摘件数	計
学則の記載内容が不明瞭、記載不備など	0	1	1
入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など	0	1	1
専任教員の未配置、無資格教員による授業など	4	2	6
学則に定めた授業時間数の不足など	0	4	4
設備、備品等の整備状況の不備など	0	1	1
記録文書の整備状況の不備など	0	3	3
変更承認又は届出の未提出など	0	1	1
合計	4	13	17

12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について

(1) 概要

「介護技術講習会」（介護福祉士養成施設等の設置者が実施）を受講することで、介護福祉士国家試験の実技試験を免除するものであり、実施者からの届出書を受理し、審査を行っています。（大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）

(2) 実績

令和3年度は、1法人により1回の講習が実施されました。

13. 経営力向上計画に関する業務について

(1) 概要

「経営力向上計画」とは、人材育成や財務内容の分析、マーケティングの実施、ITの利活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上するための計画で、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等の措置を受けることができます。

地方厚生局においては、厚生労働省が所管する事業のうち、介護分野、医療分野及び食品分野等を所管し、平成30年4月から経営力向上計画の認定や調査等を行っています。

なお、申請書の受付や認定等については各厚生局で行い、内容確認及び審査事務については、関東信越厚生局で一括して行っていたところですが、平成30年12月受付分から東海北陸厚生局分は直接に内容確認及び審査事務を行っています。

(2) 実績（認定件数及び業種）

（単位：件）

業種 年度	医療・ 福祉	サービス	製造	卸売・ 小売	教育	宿泊・ 飲食	生活関連	合計
令和3年度	151	3	22	49	0	123	23	371

14. その他の業務について

その他、クリーニング師試験の学力認定に関する業務、クリーニング師試験の指定試験機関の指定等に関する業務、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく報告徴収や立入検査に関する業務、特定感染症指定医療機関に係る監督に関する業務を行っています。

なお、東海北陸厚生局におけるこれらの業務に関する令和3年度の実績はありません。